

令和7年（2025年）第4回定例会

# 枚方市教育委員会会議録

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会



令和7年（2025年）第4回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

案 件 名		
日程1	報告第2号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について
日程2	報告第3号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について（小中学校）
日程3	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（指導主事等）
日程4	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について（幼稚園）
日程5	報告第6号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について
日程6	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について
日程7	報告第8号	臨時代理事項の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について
日程8	報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について
日程9	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について

日程 1 0	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について
日程 1 1	報告第12号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和6年7月30日報告分)
日程 1 2	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

- 開催日時 令和7年(2025年)4月21日 午前10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室





## 報告第2号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第42号 枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

臨時代理第 42 号

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025年） 3 月 25 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市教育委員会規程第 1 号

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部を改正する規程

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程（昭和58年枚方市教育委員会規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1枚方小学校の項及び枚方第二小学校の項中「11番8号及び9号並びに」を「11番8号から15号まで及び」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## (参考資料)

枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
校名	通学区域	校名	通学区域
枚方小学校	伊加賀南町、伊加賀北町、伊加賀本町、伊加賀東町、伊加賀寿町、岡南町（ <u>11番8号から15号まで及び12番1号から9号までに限る。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までに限る。）、菊丘町、桜町、高塚町、堤町、走谷1丁目（25番1号、2号、15棟及び47棟に限る。）、枚方元町、枚方上之町、枚方公園町、三矢町	枚方小学校	伊加賀南町、伊加賀北町、伊加賀本町、伊加賀東町、伊加賀寿町、岡南町（ <u>11番8号及び9号並びに12番1号から9号までに限る。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までに限る。）、菊丘町、桜町、高塚町、堤町、走谷1丁目（25番1号、2号、15棟及び47棟に限る。）、枚方元町、枚方上之町、枚方公園町、三矢町
枚方第二小学校	朝日丘町、大垣内町1丁目、大垣内町2丁目、大垣内町3丁目、岡南町（ <u>11番8号から15号まで及び12番1号から9号までを除く。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号	枚方第二小学校	朝日丘町、大垣内町1丁目、大垣内町2丁目、大垣内町3丁目、岡南町（ <u>11番8号及び9号並びに12番1号から9号までを除く。</u> ）、岡山手町（3番（37号、40号、41号、43号及び45号に

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
	に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までを除く。）、岡東町、岡本町、川原町、新町1丁目、新町2丁目、田宮本町、西田宮町、東田宮1丁目		に限る。）、11番（1号から8号まで、11号及び113号から115号までに限る。）、12番32号から38号まで及び13番から15番までを除く。）、岡東町、岡本町、川原町、新町1丁目、新町2丁目、田宮本町、西田宮町、東田宮1丁目
蹉跎小学校	[略]	蹉跎小学校	[略]
禁野小学校	[略]	禁野小学校	[略]

## 報告第3号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第43号 教職員の人事異動について（小中学校）

## 臨時代理第43号

### 教職員の人事異動について（小中学校）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年(2025年)3月28日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け教職員の人事異動

新規採用（任期付職員）

任期 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

所 属	職・氏 名
枚方市立蹉跎小学校	講師・福井 博章
枚方市立香里小学校	講師・田中 里奈
枚方市立香里小学校	講師・橘 香理
枚方市立開成小学校	講師・松山 亮太
枚方市立春日小学校	講師・久保 拓夢
枚方市立春日小学校	講師・藤井 将
枚方市立春日小学校	講師・村田 悟朗
枚方市立春日小学校	講師・間 祐輔
枚方市立山田小学校	講師・達 須弥香
枚方市立明倫小学校	講師・村上 沙紀
枚方市立明倫小学校	講師・笹野 英明
枚方市立明倫小学校	講師・松本 世津子
枚方市立明倫小学校	講師・坂元 直広

枚方市立殿山第二小学校	講師・木本 明日女
枚方市立殿山第二小学校	講師・島元 梨花
枚方市立樟葉小学校	講師・阿部 美香
枚方市立津田小学校	講師・田畑 陽子
枚方市立菅原小学校	講師・菱田 賢一
枚方市立山之上小学校	講師・平田 萌佳
枚方市立山之上小学校	講師・松浦 高志
枚方市立牧野小学校	講師・小林 黎央
枚方市立中宮小学校	講師・吉田 誠
枚方市立小倉小学校	講師・小原 明美
枚方市立樟葉南小学校	講師・林 恵
枚方市立樟葉南小学校	講師・森本 賢
枚方市立蹉跎西小学校	講師・大塚 希美
枚方市立蹉跎西小学校	講師・山内 幸二
枚方市立蹉跎西小学校	講師・灘 大和
枚方市立蹉跎西小学校	講師・中川 寛樹
枚方市立西牧野小学校	講師・田熊 宏行
枚方市立蹉跎東小学校	講師・安藤 真弓
枚方市立桜丘北小学校	講師・中村 和矢
枚方市立桜丘北小学校	講師・渡邊 貴文
枚方市立津田南小学校	講師・山本 宗佑
枚方市立津田南小学校	講師・田中 竣

枚方市立船橋小学校	講師・白川 菜摘
枚方市立船橋小学校	講師・坂本 秀実
枚方市立菅原東小学校	講師・中井 宙
枚方市立菅原東小学校	講師・濱田 和磨
枚方市立菅原東小学校	講師・澤樹 誠
枚方市立山田東小学校	講師・馬場 麻美
枚方市立藤阪小学校	講師・原田 佳奈恵
枚方市立平野小学校	講師・小倉 智栄
枚方市立伊加賀小学校	講師・西山 雄一郎
枚方市立第一中学校	講師・田中 千絵
枚方市立第三中学校	講師・生駒 大地
枚方市立第三中学校	講師・佐藤 夕太
枚方市立第四中学校	講師・秋山 千恵
枚方市立津田中学校	講師・森 美温
枚方市立中宮中学校	講師・鈴木 啓太
枚方市立中宮中学校	講師・鈴木 智貴
枚方市立招提中学校	講師・四方 杏梨
枚方市立招提中学校	講師・宮崎 貫太
枚方市立東香里中学校	講師・野原 卓也
枚方市立杉中学校	講師・中村 仁美
枚方市立山田中学校	講師・杉谷 あおひ
枚方市立桜丘中学校	講師・日外 政男

枚方市立桜丘中学校	講師・北野 翔太
枚方市立桜丘中学校	講師・宮脇 優弥
枚方市立招提北中学校	講師・古米 真幸
枚方市立長尾西中学校	講師・箕浦 弘人

## 海外派遣

任期 令和7年（2025年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

所属	職・氏名	研修先
枚方市立第四中学校	教諭・高橋 大輔	ヨハネスブルグ日本人学校
枚方市立中宮中学校	教諭・佐納 達平	ニューデリー日本人学校
枚方市立山田中学校	教諭・服部 隆宏	ハンブルグ日本人学校

任期延長 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

所属	職・氏名	研修先
枚方市立五常小学校	教諭・林 健太郎	プノンペン日本人学校
枚方市立桜丘中学校	教諭・中村 翔子	アグアスカリエンテス日本人学校

## 報告第4号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第44号 職員の人事異動について（指導主事等）

## 臨時代理第44号

### 職員の人事異動について（指導主事等）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年(2025年)3月28日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）3月31日付け指導主事等の人事異動  
退職

所 属	職・氏 名
学校教育部 次長	指導主事・井手内 太吾
学校教育部 教育指導課長	指導主事・吉川 茂樹
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・宮川 裕司
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・森本 勝也
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・大矢 真之
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・小谷 麻子
学校教育部 教育研修課 係長	事務職員・松川 貴紀

令和7年（2025年）4月1日付け指導主事等の人事異動

採用

所 属	職・氏 名
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・水野 豪
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・坂野 宏之
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・橋本 晋

学校教育部	教職員課	主幹	指導主事・中本	奈々恵
学校教育部	教育研修課	主幹	指導主事・上田	泰丈
学校教育部	教育指導課	主幹	指導主事・上杉	泰大
学校教育部	教育指導課	主幹	指導主事・橋本	烈

## 異動

新		職・氏名	旧
学校教育部	次長	指導主事・高山	学校教育部 教職員課長
学校教育部	教職員課長	指導主事・伊藤	学校教育部 教職員課 主幹
学校教育部	教育指導課長	指導主事・沓拔	学校教育部 教育指導課 主幹

## 長期研修

期間 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

所属	職・氏名	研修先
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・浦谷	文部科学省 G I G Aスクール推進支援実務 研修

総括指導主事の指名

任期 令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

所 属	職・氏 名
学校教育部 児童生徒課 主幹	指導主事・中口 恵未子
学校教育部 支援教育課 主幹	指導主事・橋本 晋
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・角 政人
学校教育部 教職員課 主幹	指導主事・吉田 努
学校教育部 教育研修課 主幹	指導主事・栗田 香里
学校教育部 教育指導課 主幹	指導主事・伊藤 良峰

## 報告第5号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第45号 職員の人事異動について（幼稚園）

臨時代理第 45 号

職員の人事異動について（幼稚園）

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

# 1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け人事異動

## 新規採用

所 属	職 名
枚方市立枚方幼稚園	教諭 ・ 土田 奈留美
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 池之上 裕美
枚方市立枚方幼稚園	講師 ・ 増田 里佳
枚方市立香里幼稚園	講師 ・ 森下 愛子
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 小橋 弘美
枚方市立樟葉幼稚園	講師 ・ 的場 由莉
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 鈴木 美紀
枚方市立高陵幼稚園	講師 ・ 河本 奈採

所 属	職 ・ 氏 名
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 谷本 亜木子
枚方市立蹉跎幼稚園	講師 ・ 田山 飛鳥
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 田中 幸子
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 島本 もなみ
枚方市立田口山幼稚園	講師 ・ 中村 綾子

### 異動

新	氏名	旧
枚方市立樟葉幼稚園 係長 併 子 ども未来部 公立保育幼稚園課 係 長	松岡 千晴	枚方市立樟葉幼稚園 係長

新	氏名	旧
枚方市立香里幼稚園 主任	吉田 真理子	子ども未来部 公立保育幼稚園課 主任
枚方市立香里幼稚園 主任 併 子 ども未来部 公立保育幼稚園課 主 任	野々垣 あや	枚方市立香里幼稚園 主任
子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長	岡本 万里子	子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長 併 枚方市立香里幼稚園 班 長
子ども未来部 公立保育幼稚園課 併 枚方市立香里幼稚園	東 千秋	子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長
枚方市立高陵幼稚園 教諭	小西 史津香	枚方市立田口山幼稚園 教諭

新	氏名	旧
枚方市立田口山幼稚園 教諭	本田 衣里子	枚方市立高陵幼稚園 教諭
枚方市立枚方幼稚園 班長 併 子ども未来部 公立保育幼稚園課 班 長	内田 あゆさ	枚方市立田口山幼稚園 班長 併 子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長
枚方市立田口山幼稚園 班長 併 子ども未来部 公立保育幼稚園課 班長	小川 恵	枚方市立香里幼稚園 班長
枚方市立枚方幼稚園	瀬尾 愛果	枚方市立香里幼稚園
枚方市立香里幼稚園	藤平 雅子	枚方市立枚方幼稚園

## 報告第6号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第46号 職員の人事異動について

臨時代理第46号

職員の人事異動について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和7年（2025年）3月31日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け人事異動

他部局へ出向

新（参考）	氏名	旧
危機管理部 危機管理対策推進課 係長	石田 竜也	総合教育部 教育政策課 係長
市民生活部 医療助成・児童手当 課長	宮崎 敏輝	総合教育部 おいしい給食課長
市民生活部 市民税課 主査	杉尾 美穂	総合教育部 おいしい給食課 主 査
観光にぎわい部 文化生涯学習課 主任	永田 晃彦	学校教育部 放課後子ども課
子ども未来部 公立保育幼稚園課 監督	端野 晶之	枚方市立桜丘北学校給食共同調 理場 併 環境部 希釈放流センタ ー 監督（職種間研修）

市立ひらかた子ども発達支援センター 課長代理	辻 愛子	総合教育部 教育政策課 課長代理
土木部 道路河川管理課 係長	畑中 徹	総合教育部 副参事（新しい学校推進担当）
土木部 交通対策課 係長	喜多 信二	学校教育部 放課後子ども課 係長
令和7年国勢調査枚方市実施本部事務局 課長代理 兼 総務部 総務管理課 課長代理	小篠 俊之	学校教育部 教育研修課 課長代理
市立ひらかた病院 事務局長	今市 将和	総合教育部長
市立ひらかた病院 事務局 総務課 主任	山本 成彬	学校教育部 教職員課 主任
市議会事務局 議事調査課 主任	一ノ瀬 和明	学校教育部 学校支援課 主任

異動

新	氏名	旧
<b>総合教育部</b>		
副教育長	乾口 里美	教育委員会事務局 理事 併 理事 (子育て・教育等施策連携調整担当)
総合教育部長	増尾 友治	危機管理部 次長 (危機管理総合調整担当)
総合教育部 教育政策課 課長代理	佐藤 喬史	総合教育部 教育政策課 係長
総合教育部 教育政策課 係長	中島 隆	市民生活部 医療助成・児童手当課 係長
総合教育部 教育政策課 係長	岡井 紀子	総合教育部 教育政策課 主査
総合教育部 教育政策課 主査	田北 守	枚方市立中央図書館 主任
総合教育部 教育政策課 主任	岡村 周子	市議会事務局 議事調査課 主任

総合教育部 教育政策課	川上 大	学校教育部 教育指導課
総合教育部 新しい学校推進課 主任	岩名 亮	土木部 道路河川管理課 主任
総合教育部 新しい学校推進課 主任	宮垣 敬佑	総合教育部 新しい学校推進課
総合教育部 新しい学校推進課 主任	山田 健二郎	総合教育部 新しい学校推進課
総合教育部 新しい学校推進課	小西 正浩	(新規採用)
総合教育部 おいしい給食課長	江見 美紀	総合教育部 おいしい給食課 課 長代理
総合教育部 おいしい給食課 課 長代理	松岡 貞仁	総合教育部 おいしい給食課 係 長
総合教育部 おいしい給食課 係 長	田中 大嗣	学校教育部 放課後子ども課 係 長
総合教育部 おいしい給食課 主 査	貝原 啓介	総合教育部 おいしい給食課 主 任

総合教育部 おいしい給食課	吉村 宣央	(新規採用)
総合教育部 おいしい給食課	日田 憲吾	(新規採用)
枚方市立第一学校給食共同調理場 主任	清水 孝容	市民生活部 納税課 主任
枚方市立招提学校給食共同調理場 班長	鈴木 里華	枚方市立樟葉南小学校 班長
枚方市立招提学校給食共同調理場	中尾 君平	(新規採用)
枚方市立長尾学校給食共同調理場 業務主査	岡田 竜馬	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長
枚方市立長尾学校給食共同調理場 副班長	南 沙耶香	枚方市立樟葉北小学校 副班長
枚方市立長尾学校給食共同調理場	本多 勇治	(新規採用)
枚方市立桜丘北学校給食共同調理場 業務主査	宅見 人史	枚方市立春日学校給食共同調理場長 (監督級)

枚方市立春日学校給食共同調理場長（監督級）	大西 和彦	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督
枚方市立春日学校給食共同調理場 副班長	井澤 正樹	枚方市立春日学校給食共同調理場
枚方市立春日学校給食共同調理場	寺岡 葉子	枚方市立香里小学校
枚方市立春日学校給食共同調理場 併 都市整備部 施設管理課 副班長（職種間研修）	奥本 哲平	都市整備部 施設管理課 副班長
枚方市立さだ西学校給食共同調理場長（課長代理級）	神田 和幸	環境部 環境指導課 課長代理
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督	内山 義一	枚方市立さだ西学校給食共同調理場長（課長代理級）
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 監督	宮北 隆之	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 土木部 公園みどり課 監督（職種間研修）
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長	福田 航大	枚方市立津田南小学校 副班長

枚方市立さだ西学校給食共同調理場	永田 将之	枚方市立長尾学校給食共同調理場
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	森岡 一真	(新規採用)
枚方市立さだ西学校給食共同調理場	小泉 武士	(新規採用)
枚方市立さだ西学校給食共同調理場 併 環境部 希釈放流センター 班長 (職種間研修)	宮地 裕治	環境部 希釈放流センター 班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 班長	藤岡 洋志	枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長
枚方市立藤阪学校給食共同調理場 副班長	伊藤 美由紀	枚方市立菅原東小学校 副班長
枚方市立中央図書館 係長	片芝 伸友	総合教育部 教育政策課 係長
枚方市立中央図書館	高橋 美果	(新規採用)
枚方市立中央図書館	米野 倫花	(新規採用)

学校教育部		
学校教育部 学校支援課 係長	笹田 智恵	総合教育部 新しい学校推進課 係長
学校教育部 学校支援課 主任	坂本 龍大郎	市民生活部 保険年金課 主任
学校教育部 放課後子ども課 係長	森崎 智之	子ども未来部 公立保育幼稚園課 係長
学校教育部 放課後子ども課 係長	玉井 聡之	子ども未来部 公立保育幼稚園課 主査
学校教育部 放課後子ども課 主任	藤原 真理	学校教育部 放課後子ども課
学校教育部 放課後子ども課	山本 大地	子ども未来部 公立保育幼稚園課
学校教育部 教職員課 課長代理	安永 妙子	健康福祉部 保健所 保健医療課 課長代理
学校教育部 教職員課 課長代理	水盛 智恵	総合教育部 教育政策課 係長

学校教育部 教職員課 主任	豊田 慎	上下水道部 上下水道総務課 主任
学校教育部 教職員課 主任	西口 武司	健康福祉部 臨時給付金課 主任
学校教育部 教育研修課 課長代理	塩塚 太	観光にぎわい部 文化財課 課長代理
学校教育部 教育指導課 課長代理	恒崎 誠人	学校教育部 教職員課 課長代理
学校教育部 教育指導課 係長	北野 範也	学校教育部 教育指導課 課長代理

### 小学校技術職員

枚方市立香里小学校 班長	三阪 真也	枚方市立さだ西学校給食共同調理場 班長
枚方市立小倉小学校 業務主査	矢島 章年	枚方市立小倉小学校 班長
枚方市立樟葉南小学校	大田 伸枝	枚方市立藤阪学校給食共同調理場

枚方市立田口山小学校 業務主査	西中 満美	枚方市立津田南小学校 業務主査
枚方市立津田南小学校 班長	高田 龍二	枚方市立田口山小学校 班長
枚方市立津田南小学校 班長	早川 まり子	枚方市立菅原東小学校 班長
枚方市立菅原東小学校 班長	北村 武彦	枚方市立春日学校給食共同調理場 班長
枚方市立東香里小学校 業務主査	谷井 恭子	枚方市立伊加賀小学校 監督

### 中学校技術職員

枚方市立第三中学校 班長	山下 清美	枚方市立渚西中学校 班長
枚方市立第四中学校 監督	森山 憲一	枚方市立開成小学校 監督
枚方市立長尾中学校 班長	高野 真紀	枚方市立山田東小学校 班長
枚方市立山田中学校 監督	岩井迫 英樹	学校教育部 放課後子ども課 監督

再任用職員

新	氏名	旧
総合教育部 おいしい給食課 係長	河田 淳一	(新規再任用)
枚方市立春日学校給食共同調理場 班長	荒木 健造	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	市川 直美	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	植田 昌吉	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	黒臺 芳明	(新規再任用)
枚方市立中央図書館 主任	椎谷 正	(新規再任用)
学校教育部 児童生徒課 主任	堀切 重人	(新規再任用)
学校教育部 放課後子ども課 班長	寺内 信	(新規再任用)

枚方市立樟葉北小学校 班長	角 寿之	(新規再任用)
枚方市立津田中学校 班長	藤原 克博	(新規再任用)
枚方市立渚西中学校 班長	高嶋 洋安	(新規再任用)

(参考)

## 令和7年度枚方市定期人事異動＜概要＞

### 1. 目的

公約施策の達成に向けた効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新による組織の活性化とともに、長期的な視点での職員の育成による組織力の強化を図る。

### 2. 基本の方針

(1) 職制ごとの役割を明確化した上で、職員個々の力を最大限活かすとともに、部を横断した弾力的な体制や、事務応援により、効果的な執行体制を構築し、ワークライフバランスを推進する。

(2) 人事交流や外部人材の活用、外部研修への参加により、他団体や民間ノウハウを取り入れることで人材育成に繋げ、多様化するニーズに対応できる柔軟かつ持続可

能な組織体制をめざす。

(3) 組織の活性化とパフォーマンス向上に繋げるため、挑戦意欲の高い若手職員を能力と適性により登用するとともに、引き続き女性活躍を推進する。

(4) 個々のキャリアプランも踏まえ、適性や専門性が活かされる適材適所の配置を進めることで、職員のモチベーションを高め、組織力の向上を図る。

#### 異動者数の状況

区分	人数
教育委員会の異動者	79
うち他部局への出向者	12
うち他部局からの出向者（新規採用を含む）	25

	うち教育委員会内	4 2
	うち昇格者	1 5

※ 再任用を除く

## 報告第7号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第47号 職員の併任について

## 臨時代理第 47 号

### 職員の併任について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付け併任

職 氏 名	所 属
事務職員 ・ 吉岡 潔朗	市民生活部 債権回収課長 併 学校教育部 放課後子ども課 主幹
事務職員 ・ 谷口 幹治	市民生活部 債権回収課 課長代理 併 学校教育部 放課後子ども課 課長代理
事務職員 ・ 永原 朋拓	市民生活部 債権回収課 主任 併 学校教育部 放課後子ども課 主任
事務職員 ・ 深澤 萌	市民生活部 債権回収課 併 学校教育部 放課後子ども課

## 報告第8号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第48号 フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

臨時代理第 48 号

フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

令和7年（2025年）4月1日付けフルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用

所 属	職 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 田辺 美栄子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 笹井 厚子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉田 明日香
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 池田 みな子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 真理
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 芝田 千絵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山森 清美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 山本 佳子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松下 清香

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 玉井 成子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 丸山 まゆみ
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 蒲原 佐和子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 三宅 晴美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 久保田 典子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 長尾 美帆
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中間 千晶
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 重岡 早苗
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 神宮 知里
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 楠上 奈美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 仁波 亜希子

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 堀尾 聡子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 高岡 典恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 永江 美知恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 鈴木 未稀
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 中村 三佳
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 平山 久江
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 能勢 紗恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 村田 和江
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 栗野 恵
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 畠山 栄一
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松井 香織

所 属	職 ・ 氏 名
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 柳澤 剛
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 吉村 睦美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 西野 尚美
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 今道 雅子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 谷口 美貴子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 内田 久美子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 水上 朋子
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 澤 忍
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 松本 要
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 石井 花奈
学校教育部 放課後子ども課	非常勤嘱託 ・ 嶋 績仁

## 報告第9号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第49号 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等  
について

臨時代理第 49 号

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部を改正する等の規則

(枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表事務局の項中「理事」を「副教育長」に改める。

第4条第1項の表理事の項中「理事」を「副教育長」に改める。

(教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則の一部改正)

第2条 教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則（昭和57年枚方市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条及び第4条第1項中「理事、」を削る。

(教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則の一部改正)

第3条 教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則（平成13年枚方市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育次長」を「副教育長」に、「者（）」を「者とし、」に改め、「ときは、」の次に「教育次長の職にある者とし、その者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、」を加え、「者）」を「者」に改める。

(教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の一部改正)

第4条 教育長職務代理者による事務の委任に関する規則（令和6年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「理事」を「副教育長」に改め、同項第2号中「副教育長」を「教育次長」に改める。

(副教育長の設置に関する規則の廃止)

第5条 副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## (参考資料)

枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																																
<p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 683 1104 928"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td>副教育長、教育次長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>（職務等）</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="273 1189 1104 1308"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>副教育長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		副教育長、教育次長	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務	副教育長	[略]	<p>[枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係]</p> <p>（職の設置）</p> <p>第3条 事務局に置き、又は置くことができる職は、次の表に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 683 2000 928"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>置く職</th> <th>置くことができる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局</td> <td></td> <td>理事、教育次長</td> </tr> <tr> <td>部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>課</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 [略]</p> <p>（職務等）</p> <p>第4条 前条第1項又は第2項の規定に基づき設置する職にある者（第3項に規定する者を除く。）の職務は、おおむね次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1189 2000 1308"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	置く職	置くことができる職	事務局		理事、教育次長	部	[略]	[略]	課	[略]	[略]	区分	職務	理事	[略]
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		副教育長、教育次長																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																
副教育長	[略]																																
区分	置く職	置くことができる職																															
事務局		理事、教育次長																															
部	[略]	[略]																															
課	[略]	[略]																															
区分	職務																																
理事	[略]																																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="273 370 427 430">教育次長</td> <td data-bbox="432 370 1108 430">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="273 434 1108 478">-----</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 481 427 542">主任</td> <td data-bbox="432 481 1108 542">[略]</td> </tr> </table>	教育次長	[略]	-----		主任	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 370 1323 430">教育次長</td> <td data-bbox="1328 370 2004 430">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1169 434 2004 478">-----</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 481 1323 542">主任</td> <td data-bbox="1328 481 2004 542">[略]</td> </tr> </table>	教育次長	[略]	-----		主任	[略]
教育次長	[略]												
-----													
主任	[略]												
教育次長	[略]												
-----													
主任	[略]												
<p>2～4 [略]</p>	<p>2～4 [略]</p>												
<p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p>	<p>[教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係]</p>												
<p>(事務従事)</p>	<p>(事務従事)</p>												
<p>第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、副教育長、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。</p>	<p>第2条 教育委員会の事務局から教育機関の統括事務に従事させる職員は、<u>理事</u>、副教育長、教育次長、総合教育部長、学校教育部長、総合教育部次長、学校教育部次長及びおいしい給食課長の職にある者とする。</p>												
<p>(職責)</p>	<p>(職責)</p>												
<p>第3条 副教育長、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p>	<p>第3条 <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長は教育長の命を受け、次長は所属部長の命を受け、課長は所属上司の命を受け、所管する教育機関を統括するものとする。</p>												
<p>(事務分掌)</p>	<p>(事務分掌)</p>												
<p>第4条 副教育長及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務執行の</p>	<p>第4条 <u>理事</u>、副教育長及び教育次長の事務分掌は、教育機関の事務</p>												

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>調整に関する事務とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則]</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定に基づき、教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員は、<u>副教育長の職にある者とし、その者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、教育次長の職にある者とし、その者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、当該相談に係る事務を所管する部の部長の職にある者とする。</u></p> <p>[教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係]</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1位 <u>副教育長の職にある者</u></p> <p>(2) 第2位 <u>教育次長の職にある者</u></p>	<p>執行の調整に関する事務とする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則]</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第8項の規定に基づき、教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員は、<u>教育次長の職にある者（その者に事故があるとき又はその者が欠けたときは、当該相談に係る事務を所管する部の部長の職にある者）とする。</u></p> <p>[教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係]</p> <p>（委任）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に規定する事務局の職員の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1位 <u>理事の職にある者</u></p> <p>(2) 第2位 <u>副教育長の職にある者</u></p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
(3)・(4) [略]	(3)・(4) [略]

## 報告第10号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第50号 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会  
教育機関事務決裁規程の一部改正について

臨時代理第 50 号

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び  
枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 3 月 31 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の内容  
次ページのとおり

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（令和6年枚方市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表理事の項中「理事」を「副教育長」に改め、同表副教育長の項を削る。

第3条第1項中「理事、」を削り、同条第2項及び第3項中「理事」を「副教育長」に改める。

第6条第4項中「理事、」を削る。

第9条第1項中「、副教育長及び理事」を「及び副教育長」に改める。

第13条第1項の表教育長の項中

「

- |   |       |
|---|-------|
| 1 | 理事    |
| 2 | 副教育長  |
| 3 | 教育次長  |
| 4 | 所管の部長 |

」

を

「

- |   |       |
|---|-------|
| 1 | 副教育長  |
| 2 | 教育次長  |
| 3 | 所管の部長 |

」

に改める。

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表教育長の項中

「

- 1 理事
- 2 副教育長
- 3 教育次長
- 4 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長

」

を

「

- 1 副教育長
- 2 教育次長
- 3 決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長

」

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## (参考資料)

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正関係

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）														
<p>[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="273 738 1104 1347"> <tr> <td data-bbox="273 738 427 1150">副教育長</td> <td data-bbox="427 738 1104 1150">枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1150 427 1214">教育次長</td> <td data-bbox="427 1150 1104 1214">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1214 427 1278">係長</td> <td data-bbox="427 1214 1104 1278">[略]</td> </tr> </table>	副教育長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者	教育次長	[略]	係長	[略]	<p>[枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係]</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規程において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 738 2000 1347"> <tr> <td data-bbox="1169 738 1323 970">理事</td> <td data-bbox="1323 738 2000 970">枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 970 1323 1150">副教育長</td> <td data-bbox="1323 970 2000 1150">副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1150 1323 1214">教育次長</td> <td data-bbox="1323 1150 2000 1214">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1214 1323 1278">係長</td> <td data-bbox="1323 1214 2000 1278">[略]</td> </tr> </table>	理事	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者	副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者	教育次長	[略]	係長	[略]
副教育長	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する副教育長の職にある者														
教育次長	[略]														
係長	[略]														
理事	枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則（平成15年枚方市教育委員会規則第4号。以下「職制規則」という。）第3条第1項の表に規定する理事の職にある者														
副教育長	副教育長の設置に関する規則（令和4年枚方市教育委員会規則第1号）第1条に規定する副教育長の職にある者														
教育次長	[略]														
係長	[略]														

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(教育長の決裁事項等)</p> <p>第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) 副教育長、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) 特別の勤務に従事する副教育長、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。</p> <p>(24) 副教育長、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。</p> <p>(25) 副教育長、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。</p> <p>(26) 副教育長、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p>	<p>(教育長の決裁事項等)</p> <p>第3条 教育長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。ただし、教育長に委任する事務等に関する規則第2条第1項各号に掲げる事項を除く。</p> <p>(1)～(20) [略]</p> <p>(21) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長に出張を命じ、その報告を受けること。</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) 特別の勤務に従事する<u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長の週休日及び勤務時間の割振りを定めること。</p> <p>(24) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び休日の勤務に替えて他の勤務日の勤務の免除（休日における勤務命令に伴う勤務時間の割振りの臨時変更を含む。）を行うこと。</p> <p>(25) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長の休暇、職務に専念する義務の免除（人間ドックの受診に係るものに限る。）、介護休暇、介護時間休暇、障害のある職員の健康管理休暇、組合休暇及び欠勤を承認すること。</p> <p>(26) <u>理事</u>、副教育長、教育次長及び部長に時間外勤務及び休日勤務を命ずること。</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
<p>(27)～(40) [略]</p> <p>2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>副教育長</u>に専決させることができる。</p> <p>3 教育長は、前項の規定により<u>副教育長</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。</p> <p>（専決事項の特例）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 副教育長、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（決定関与を受ける者）</p> <p>第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長及び<u>副教育長</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又は担当</p>	<p>(27)～(40) [略]</p> <p>2 教育長は、この規程において定めるもののほか、前項に規定する事項について必要と認める場合は、その一部を<u>理事</u>に専決させることができる。</p> <p>3 教育長は、前項の規定により<u>理事</u>に専決させる事項を定めた場合は、必要に応じて、その周知をしなければならない。</p> <p>（専決事項の特例）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>理事</u>、<u>副教育長</u>、教育次長及び部長は、上司の承認を得ずに、自己に係る有給休暇について専決することができる。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>（決定関与を受ける者）</p> <p>第9条 決裁を受けるに際しては、当該決裁を受ける事項に係る事務を所管し、又は担当する係長に始まり、当該決裁を受ける事項に応じて、課長代理、課長、次長、部長、教育次長、<u>副教育長及び理事</u>（参事又は主幹が担当する事項にあつては、当該事務を所管し、又</p>

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																
<p>する主幹、次長、参事、部長、<u>教育次長及び副教育長</u>）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（代決）</p> <p>第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。</p> <table border="1" data-bbox="273 869 1104 1297"> <thead> <tr> <th>教育長又は専決者</th> <th>代決することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>1 <u>副教育長</u> 2 <u>教育次長</u> 3 <u>所管の部長</u></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	1 <u>副教育長</u> 2 <u>教育次長</u> 3 <u>所管の部長</u>	部長	[略]	係長	[略]	<p>は担当する主幹、次長、参事、部長、<u>教育次長、副教育長及び理事</u>）の決定関与を受けなければならない。この場合において、決定関与を受ける者が決定関与を受ける複数の職を兼ねるときは、当該職のうち上位に置かれる職として決定関与をするものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（代決）</p> <p>第13条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在であるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる者が同欄に定める順序により、当該事項について代決することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 869 2000 1297"> <thead> <tr> <th>教育長又は専決者</th> <th>代決することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>1 <u>理事</u> 2 <u>副教育長</u> 3 <u>教育次長</u> 4 <u>所管の部長</u></td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 [略]</p>	教育長又は専決者	代決することができる者	教育長	1 <u>理事</u> 2 <u>副教育長</u> 3 <u>教育次長</u> 4 <u>所管の部長</u>	部長	[略]	係長	[略]
教育長又は専決者	代決することができる者																
教育長	1 <u>副教育長</u> 2 <u>教育次長</u> 3 <u>所管の部長</u>																
部長	[略]																
係長	[略]																
教育長又は専決者	代決することができる者																
教育長	1 <u>理事</u> 2 <u>副教育長</u> 3 <u>教育次長</u> 4 <u>所管の部長</u>																
部長	[略]																
係長	[略]																

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）																				
<p>[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]</p> <p>(代決)</p> <p>第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、当該事項について代決することができる。</p> <table border="1" data-bbox="273 727 1104 1332"> <thead> <tr> <th data-bbox="273 727 586 783">決裁・専決者</th> <th data-bbox="591 727 1104 783">代決することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="273 786 586 1158">教育長</td> <td data-bbox="591 786 1104 1158"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 副教育長</li> <li>2 教育次長</li> <li>3 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1161 586 1217">部長</td> <td data-bbox="591 1161 1104 1217">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1220 586 1276">[略]</td> <td data-bbox="591 1220 1104 1276">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 1279 586 1332">中央図書館係長</td> <td data-bbox="591 1279 1104 1332">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決することができる者	教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 副教育長</li> <li>2 教育次長</li> <li>3 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>	部長	[略]	[略]	[略]	中央図書館係長	[略]	<p>[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]</p> <p>(代決)</p> <p>第14条 決裁を受ける事項について、次の表の左欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、当該事項について代決することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1169 727 2000 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 727 1482 783">決裁・専決者</th> <th data-bbox="1487 727 2000 783">代決することができる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 786 1482 1114">教育長</td> <td data-bbox="1487 786 2000 1114"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事</li> <li>2 副教育長</li> <li>3 教育次長</li> <li>4 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1117 1482 1173">部長</td> <td data-bbox="1487 1117 2000 1173">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1176 1482 1232">[略]</td> <td data-bbox="1487 1176 2000 1232">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1235 1482 1289">中央図書館係長</td> <td data-bbox="1487 1235 2000 1289">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決することができる者	教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事</li> <li>2 副教育長</li> <li>3 教育次長</li> <li>4 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>	部長	[略]	[略]	[略]	中央図書館係長	[略]
決裁・専決者	代決することができる者																				
教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 副教育長</li> <li>2 教育次長</li> <li>3 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>																				
部長	[略]																				
[略]	[略]																				
中央図書館係長	[略]																				
決裁・専決者	代決することができる者																				
教育長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 理事</li> <li>2 副教育長</li> <li>3 教育次長</li> <li>4 <u>決裁事項に係る事務が共同調理場及び図書館に関するものについては総合教育部長、教育文化センターに関するものについては学校教育部長</u></li> </ol>																				
部長	[略]																				
[略]	[略]																				
中央図書館係長	[略]																				

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現行）
2～4 [略]	2～4 [略]

## 報告第11号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年（2025年）4月21日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

1. 臨時代理の理由

特に緊急を要するため

2. 臨時代理事項

臨時代理第1号 学校運営協議会委員の委嘱について

## 臨時代理第 1 号

### 学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成 3 年枚方市教育委員会規則第 2 号）第 3 条第 2 項の規定により臨時代理する。

令和 7 年（2025 年） 4 月 1 日

枚方市教育委員会  
教育長 谷元 紀之

## 1. 臨時代理の内容

### 委員の委嘱

#### 委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

#### 委嘱委員

別紙1 「学校運営協議会委員名簿」のとおり

#### 委嘱期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日

## 教育委員会の活動状況（令和7年3月19日～4月14日分）

日時		会議・行事等	場所	出席者
3月19日	水	幼稚園卒園式	市立幼稚園	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
3月20日	木	スポーツ協会50周年記念式典	関西医科大学	谷元教育長
3月21日	金	予算特別委員会	枚方市役所	谷元教育長
3月24日	月	第3回教育委員会定例会・協議会	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中教育委員
3月25日	火	予算特別委員会	枚方市役所	谷元教育長
3月26日	水	令和6年度第10回支援教育充実審議会	教育文化センター	谷元教育長
3月27日	木	枚方市民生委員児童委員協議会総会	枚方市立総合文化芸術センター	谷元教育長
3月27日	木	臨時校長会	輝きプラザきらら	谷元教育長
3月28日	金	3月定例会月議会（本会議）	枚方市役所	谷元教育長
3月31日	月	辞令交付式	輝きプラザきらら	谷元教育長
4月1日	火	辞令交付式	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中・桐山教育委員
4月2日	水	第1回定例校園長会	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中・桐山教育委員
4月3日	木	交野市教育長来庁	輝きプラザきらら	谷元教育長

日時		会議・行事等	場所	出席者
4月4日	金	小学校入学式	市立小学校	谷元教育長 近藤・中西・大中・桐山教育委員
4月4日	金	令和7年度市町村教育委員会教育長会議	ホテルアウリーナ大阪	谷元教育長
4月7日	月	中学校入学式	市立中学校	谷元教育長 近藤・中西・桐山教育委員
4月7日	月	新入職員訓示式	輝きプラザきらら	谷元教育長
4月8日	火	幼稚園入園式	市立幼稚園	谷元教育長 近藤・大中・桐山教育委員
4月8日	火	寝屋川市教育長来庁	輝きプラザきらら	谷元教育長
4月9日	水	四條畷市教育長来庁	輝きプラザきらら	谷元教育長
4月10日	木	初任者研修開講式	輝きプラザきらら	谷元教育長
4月11日	金	大阪府都市教育長協議会総会・定例会	ホテルアウリーナ大阪	谷元教育長
4月14日	月	教育政策会議	輝きプラザきらら	谷元教育長 近藤・中西・大中・桐山教育委員

令和7年第4回 枚方市教育委員会定例会 会議録					
開会	令和7年4月21日午前10時00分		閉会	令和7年4月21日午前11時09分	
休憩	10時33分～10時59分				
日程	議案番号	案 件			結果
1	報告第2号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について			承認
2	報告第3号	臨時代理事項の報告について (1) 教職員の人事異動について (小中学校)			承認
3	報告第4号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (指導主事等)			承認
4	報告第5号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について (幼稚園)			承認
5	報告第6号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の人事異動について			承認
6	報告第7号	臨時代理事項の報告について (1) 職員の併任について			承認
7	報告第8号	臨時代理の報告について (1) フルタイム会計年度任用職員 (通年任用) の採用について			承認
8	報告第9号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について			承認
9	報告第10号	臨時代理事項の報告について (1) 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について			承認
10	報告第11号	臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会委員の委嘱について			承認
11	報告第12号	委員会の会議に付した事項の報告について (1) 生徒指導について (令和6年7月30日報告分)			聴取
12	報告第1号	臨時代理事項の報告について (1) 府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について			承認
構成員	教 育 長	谷 元 紀 之	構成員	教 育 委 員	大 中 智 恵
	教 育 委 員	近 藤 孝		教 育 委 員	桐 山 智 巳
	教 育 委 員	中 西 悠 子			
説明員	副 教 育 長	乾 口 里 美	説明員	教 育 政 策 課 長	笠 井 二 朗

説明員	総合教育部長	増尾 友治	説明員	新しい学校推進課長	西村 隆志
	学校教育部長	新保 喜和		児童生徒課長	倉田 仁司
	総合教育部次長	大西 佳則		教育研修課長	永山 宜佑
	学校教育部次長	河田 典子		児童生徒課主幹	中口 恵未子
	学校教育部次長	高山 和子	記録	教育政策課 課長代理	佐藤 喬史
	学校教育部副参事 (学校総合支援担当)	中野 雅央	傍聴の人数		1人

○谷元教育長 開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 委員の出席状況について報告します。本日の会議は、全員出席でございます。

以上、報告を終わります。

○谷元教育長 報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第4回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。

続いて、本定例会の会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において大中委員を指名いたします。

それでは日程に入る前に、教育委員会の活動状況について報告します。前回、定例会で報告した以降の委員の活動状況については、お手元の資料のとおりです。

今回は、桐山委員から4月4日、7日、8日に行われた小学校・中学校入学式、幼稚園入園式についてご報告いただきます。

それでは、桐山委員、よろしく申し上げます。

○桐山委員 今回は校長退職をし、新たな教育委員という立場で幼稚園、小学校、中学校の入学式、入園式に参列させていただく中で感じたことを少し報告させていただきます。

4日金曜日は、川越小学校の入学式でした。1年生、6年生ともに1クラスずつというこじんまりした少人数の式でしたが、演台の横に設置したスクリーンに写真を映しながらの学校長の式辞で始まり、とても礼儀正しい6年生の児童たちによる小学校の生活の様子を伝える寸劇の工夫された演出で、新1年生も最後までしっかりお話が聞けていて感心しました。

7日月曜日は、第一中学校の入学式に参加しました。新しい制服を来た新入生の皆さんが、在校生の吹奏楽の演奏に合わせて緊張した面持ちで入場する姿が大変初々しく感じました。校長の式辞に始まり、新入生女子3名による誓いの言葉と生徒会代表の歓迎の言葉が、言い方も内容もとても堂々としていて、さすが中学生という頼もしさを感じる式でした。

8日火曜日は、樟葉幼稚園の入園式でした。初めての式に参加する子が多く、3歳児が中心の式だけに親子同伴での式でしたが、少しでもお話が聞けるようにということで園長先生の式辞も手作りの指人形を使いながらの楽しいお話で始まり、在園時による一生懸命な言葉と歌で新しい園児をお迎えしていて、心がほんわかと温かくなりました。

幼稚園、小学校、中学校ともに発達段階に応じたとても工夫された心温まる式であったと感じました。この1年間、幼小中ともに元気に登校登園してくれることを願い、年度当初の所感といたし

ます。

以上です。

○谷元教育長 ありがとうございます。教育委員会の活動報告については以上です。

それでは日程1、報告第2号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について」を議題とします。

説明を求めます。増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第2号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書の6ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます、臨時代理第42号でございます。

議案書7ページをご覧ください。臨時代理第42号「枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部改正について」ご説明いたします。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月25日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

議案書9ページをご覧ください。本件の趣旨でございますが、住宅開発に伴い、枚方市立小学校及び中学校の通学区域に関する規程の一部を改正するものでございます。

それでは、内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。議案書10ページをご覧ください。表の上段が枚方小学校、下段が枚方第二小学校でございます。それぞれ枚方小学校、枚方第二小学校の表の右側、現行欄の下線でお示ししている「11番8号及び9号並びに」を「11番8号から15号まで及び」に改めるものでございます。なお、中学校の通学区域につきましては、どちらの小学校も接続校が枚方中学校であるため、中学校区の改定はございません。

恐れ入りますが、議案書の9ページにお戻り願います。附則でございますが、本規程の施行日を公布の日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続いて、日程2、報告第3号「臨時代理事項の報告について（1）教職員の人事異動について（小中学校）」を議題としますが、本件から日程7、報告第8号「臨時代理事項の報告について（1）フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について」までは、いずれも職員の人事案件でございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 それでは、報告第3号から第5号までについては新保学校教育部長に、報告第6号から第8号については増尾総合教育部長に、それぞれ説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま一括して上程いただきました案件のうち、報告第3号から第5号について一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要す

ると認められましたため、教育長が臨時代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、議案書12ページからの報告第3号につきまして、13ページをご覧ください。報告はページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

14ページをご覧ください。臨時代理第43号「教職員の人事異動について（小中学校）」についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月28日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては、省略させていただきます。

15ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」につきまして、ご説明いたします。令和7年4月1日付けで採用の任期を1年とする任期付講師でございますが、議案書15ページから17ページにかけての表に記載のとおり、小学校におきましては第1学年から第6学年までの本市独自の学級編制の実施のため44名を採用し、各校に配置をいたしました。また、中学校におきましては17名を採用し、うち5名を学力向上の推進を図るため対象校に、うち7名を生徒指導の体制を充実するために対象校に、うち5名を通級指導教室の充実を図るために対象校に配置をいたしました。

18ページ中段をご覧ください。教員の海外派遣でございますが、3名の教諭が2年の任期でそれぞれの研修先に派遣されます。2名の教諭につきましては、任期を1年延長するものでございます。

続きまして、19ページからの報告第4号について、20ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

21ページをご覧ください。臨時代理第44号「職員の人事異動等について（指導主事等）」についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月28日付けで教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては、省略させていただきます。

22ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」につきましてご説明いたします。本市教育の課題となっております不祥事の根絶、いじめの未然防止、支援教育の充実等に向けまして、前例に捉われない幹部職員の登用や積極的な部内移動により、各課のさらなる活性化を図るなど、これまで以上に事務局が一体となり充実した教育行政の促進を図るため、指導主事の人事異動及び総括指導主事の指名を行ったものでございます。

まず、令和7年3月31日付けの人事異動といたしまして、退職でございますが、上段の表に記載のとおり7名が退職し、府籍に戻られました。

次に、令和7年4月1日付けの人事異動としまして、採用でございますが、下段から23ページ上段の表に記載のとおり7名を採用し、事務局に迎え入れることにいたしました。

異動者でございますが、中段の表に記載のとおり3名が昇格しました。

また、長期研修者でございますが、下段の表に記載のとおり1名を1年の任期で文部科学省のGIGAスクール推進支援実務研修に派遣することといたしました。

24ページをご覧ください。総括指導主事でございますが、6名を1年の任期で指名することといたしました。総括指導主事は、課長とともに常に課全体の業務の進捗状況を共有し、課長が不在のときには適切な指示のもと組織運営を適切に行うほか、民間などの外部との折衝業務等を担うことから、教頭から任用した教員または教頭資格を有する指導主事経験5年以上の者で、当該職務を遂行できる者を指名しております。

続きまして、25ページからの報告第5号につきましてご説明いたします。

26 ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

27 ページをご覧ください。臨時代理第 45 号「職員の人事異動について（幼稚園）」につきまして、ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで教育長が臨時代理したものでございます。なお、ご説明の折、所属・職名・氏名につきましては、省略させていただきます。

28 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、まず、表に記載の教諭 1 名、任期付講師 7 名、及び 29 ページの表に記載の任期付講師 5 名について、令和 7 年 4 月 1 日付けで採用いたしました。

続きまして、下表に記載の職員 1 名、30 ページの表に記載の 5 名及び 31 ページに記載の 5 名につきましては、令和 7 年 4 月 1 日付けで人事異動を行っております。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 43 号から 45 号までの説明とさせていただきます。

報告第 3 号から 6 号までの「臨時代理事項の報告について」、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま一括して上程いただきました案件のうち、報告第 6 号から第 8 号について一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時で代理にしたものでございます。教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

まず、報告第 6 号につきまして、議案書 34 ページの臨時代理第 46 号「職員の人事異動について」をご覧ください。本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

議案書 35 ページからの「1. 臨時代理の内容」でございますが、少し飛びまして、まず 47 ページをご覧ください。参考といたしまして、令和 7 年度枚方市定期人事異動の概要を掲載しておりますが、「1. 目的」といたしまして、公約施策の達成に向けた効率的かつ機能的な執行体制の確立と人事の刷新による組織の活性化とともに、長期的な視点での職員の育成による組織力の強化を図るため実施したものでございます。

「2. 基本的方針」といたしましては、記載のとおりでございます。

次の 48 ページにかけての異動者数の状況の表でございますが、教育委員会におきましては、79 人が異動となっており、このうち他部局への出向者が 12 人、新規採用を含む他部局からの出向者が 25 人、教育委員会内の異動が 42 人となっております。なお、教育委員会内での昇格者は、15 人となっております。

恐れ入りますが、議案書 35 ページにお戻りください。他部局へ出向の一覧に記載の職員につきましては、出向先での発令となりますので、参考として記載させていただいております。異動の一覧に記載の職員及び議案書 45 ページからの再任用職員の一覧に記載の職員につきましては、時間の都合上、氏名等の読み上げにつきましては省略させていただきます。

続きまして、報告第 7 号について、議案書 52 ページの臨時代理第 47 号「職員の併任について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日付

けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。

議案書 53 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、債権回収課の職員が引き続き放課後子ども課の債権回収業務を行うことから、令和7年4月1日付けで放課後子ども課に併任したものでございます。発令を行いました職員の職・氏名・所属につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、報告第8号につきまして、議案書56ページの臨時代理第48号「フルタイム会計年度任用職員（通年任用）の採用について」をご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月31日付けで教育長が臨時代理をいたしましたものでございます。なお、ご説明の折、所属・職・氏名につきましては、省略させていただきます。

議案書57ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」でございますが、表のとおり学校教育部放課後子ども課所属の留守家庭児童会室に勤務する42人を採用したものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第6号から第8号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第3号から第8号までの6件を一括して採決します。本6件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本6件は承認することに決しました。

続きまして、日程8、報告第9号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について」を議題としたいと思いますが、本件及び次の日程9、報告第10号「臨時代理事項の報告について（1）枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について」は、いずれも同一の理由による例規改正についての案件でございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○谷元教育長 それでは、報告第9号及び報告第10号について一括して説明を求めます。

増尾総合教育部長。

○増尾総合教育部長 ただいま上程いただきました報告第9号及び報告第10号の「臨時代理事項の報告について」一括してご説明申し上げます。

まず、報告第9号の臨時代理事項の報告につきましてご説明いたします。議案書61ページをご覧ください。ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第3項の規定により、教育長にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案書62ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」に記載のとおりでございます。

議案書の63ページをご覧ください。臨時代理第49号「枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則等の一部改正等について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月31日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

議案書65ページをご覧ください。本件は、令和7年4月1日付け、定期人事異動に合わせ、理事の職を副教育長へと改称するとともに、特定任期付職員のうちから任命することとされていた従来

の副教育長の職を廃止する等の理事級の職の整理を行ったことに対応するため、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則、教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則、教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、教育長職務代理者による事務の委任に関する規則の4件の教育委員会規則の一部を改正するとともに、副教育長の設置に関する規則を廃止したものでございます。

主な内容につきまして新旧対照表を基にご説明いたしますので、議案書 66 ページをご覧ください。まず、枚方市教育委員会事務局の職制に関する規則関係でございますが、第3条第1項の表を改め事務局に置くことができる職のうち、理事の名称を副教育長といたしました。また、第4条第1項の表を改め、理事の名称を副教育長とするもので、その職務の内容については変更ございません。

議案書 67 ページをご覧ください。次に、教育機関の統括事務に従事させる職員の事務分掌に関する規則関係についてでございますが、第2条から第4条第1項までの条文から理事を削るものでございます。

議案書 68 ページをご覧ください。次に、教育行政に関する相談に事務を行う事務局職員を定める規則でございますが、従来、教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員は教育次長とし、教育次長に事故等があるときは当該相談に係る事務の所管部長としておりましたが、これを副教育長、教育次長、所管部長の順としたものです。

次に、教育長職務代理者による事務の委任に関する規則関係でございますが、第2条第2項を改め、教育長職務代理者が教育長の職務を行う場合に、その事務委任を受ける事務局職員の順序について、従来は理事、副教育長、総合教育部長、学校教育部長としていたものを副教育長、教育次長、総合教育部長、学校教育部長としたものでございます。

議案書 65 ページにお戻りください。この改正規則は、第1条から第5条までの全5条で構成されておりますが、このうち第1条から第4条までの内容が、先ほど新旧対照表を基にご説明した部分に当たり、最後の第5条は新旧対照表に記載はございませんが、旧副教育長の職を廃止するため、副教育長の設置に関する規則を廃止することを定めた条項となっております。また、附則により以上の改廃の施行日を令和7年4月1日としたものでございます。

以上で、臨時代理第49号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告第10号の臨時代理事項の報告についてご説明いたします。議案書70ページ、それから71ページと続きまして、72ページをご覧ください。臨時代理第50号「枚方市教育委員会事務局事務決裁規程及び枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正について」ご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、令和7年3月31日付けで教育長が臨時代理したものでございます。

議案書74ページをご覧ください。今回の改正は、先ほどの臨時代理第49号と同様に、理事級の職の整理に対応するため枚方市教育委員会事務局事務決裁規程、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程」の2件の教育委員会規程につきまして所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容につきまして、新旧対照表を基にご説明いたしますので、議案書76ページをご覧ください。まず、枚方市教育委員会事務局事務決裁規程関係につきまして、この規程は教育委員会事務局における事務決裁について定めるものでございますが、第2条第2項のこの規定における用語で、その定義を定めた表中、理事の名称を副教育長に改めるとともに、旧副教育長の意義を定めた部分を削除いたしました。

議案書77ページをご覧ください。教育長の決裁事項等を定めた第3条第1項中、出張命令等の人事事項につきまして規定した各号において、理事の記載を削除し、教育長の決裁を要する職の範囲

を副教育長、教育次長及び部長といたしました。

議案書 78 ページをご覧ください。第 3 条第 2 項及び第 3 項を改め、教育長決裁事項の一部を特例により専決させることのできる職の名称を理事から副教育長といたしました。また、第 6 条第 4 項を改め、自己の有給休暇承認を行うことのできる職につきまして、理事を削除し、副教育長、教育次長及び部長といたしました。また、第 9 条第 1 項を改め、決定関与を受ける職の名称から理事を削除しました。

議案書 79 ページをご覧ください。第 13 条第 1 項の表を改め、教育長の代決をする職員の順序につきまして、第 1 位を副教育長、第 2 位を教育次長、第 3 位を所管の部長といたしました。

議案書 80 ページをご覧ください。次に、枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係についてでございますが、この規程は、学校給食共同調理場、中央図書館、教育文化センターにおける事務決裁について定めるもので、先ほどご説明した枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の改正と整合させるため、第 14 条第 1 項の表を改め、教育長の代決をする職員の順序を教育委員会事務局における決裁と同様となるようにしたものでございます。

議案書の 75 ページにお戻りください。末尾の附則により、以上の改正の施行日を令和 7 年 4 月 1 日としたものでございます。

以上、臨時代理第 50 号の説明とさせていただきます。

以上で、報告第 9 号及び第 10 号のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから、報告第 9 号及び第 10 号の 2 件について、一括して採決します。

本 2 件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本 2 件は承認することに決しました。

続きまして、日程 10、報告第 11 号「臨時代理事項の報告について (1) 学校運営協議会の委員の委嘱について」を議題とします。説明を求めます。新保学校教育部長。

○新保学校教育部長 ただいま上程いただきました報告第 11 号「臨時代理事項の報告について」ご説明申し上げます。

議案書 82 ページをご覧ください。報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 3 項の規定により、教育委員会にご報告をし、ご承認をお願いするものでございます。

83 ページをご覧ください。報告は、ページ中ほどの「2. 臨時代理事項」にございます臨時代理第 1 号でございます。

84 ページをご覧ください。臨時代理第 1 号についてご説明いたします。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日付で教育長が臨時代理したものでございます。

85 ページをご覧ください。「1. 臨時代理の内容」といたしましては、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、各分野から選出されました方を教育委員会の附属機関として設置した学校運営協議会の委員として委嘱するものでございます。

次に、委嘱委員でございますが、別紙 1 の学校運営協議会委員名簿のとおり、このたび委嘱した

44 校の学校運営協議会委員を掲載しておりますのでご参照ください。なお、委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間でございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第1号の説明とさせていただきます。

報告第11号「臨時代理事項の報告について」よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○谷元教育長 これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

これから報告第11号を採決します。本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決しました。

続きまして、日程11、報告第12号「委員会の会議に付した事項の報告について(1)生徒指導について(令和6年7月30日報告分)」を議題とします。なお、本件及び次の日程12、報告第1号「臨時代理事項の報告について(1)府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について」につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号、第6号及び7号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷元教育長 ご異議なしと認めます。それでは、報告第12号及び報告第1号については、非公開といたします。

ここで定例会は休憩とします。休憩中の時間を使って教育委員会協議会を開催します。

(休 憩)

○谷元教育長 ただいまから定例会を再開します。

それでは、日程11、報告第12号「委員会の会議に付した事項の報告について(1)生徒指導について(令和6年7月30日報告分)」を議題とします。

以降は非公開となりますので、傍聴の方は退席してください。

(ここから非公開部分)

(ここまで非公開部分)

○谷元教育長 ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

これをもちまして、令和7年第4回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

\_\_\_\_\_(教育長職務代理者) 谷元 紀之\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_(教育委員) 大中 智恵\_\_\_\_\_